

## I：青少年・生活困窮者又はこれらの方々に対して支援活動を行っている団体等に対する 助成金募集要項

公益財団法人 清心内海塾

### 1. 趣旨

安心・安全な社会づくりの原点は、安定的な経済活動の中にあって初めて健全に営まれるものと思います。しかしながら、新型コロナウイルスの影響等により働く機会を失った、災害や交通事故により生活基盤を失ったなど生活に困窮している人や、教育の機会を損なわれた青少年、又は昨今、メディアで取り上げられる機会が多くなってきた DV(ドメスティックバイオレンス)による被害者たちが存在していることも確かです。

このような青少年・生活困窮者、家族等からの虐待を受けているの方々に対して、国又は地方公共団体等は各種の支援を行っていますが、少しでも早く、より要望に沿った支援を届けることも重要であると考えます。

当財団法人では、このような認識のもと、青少年・生活困窮者の方々やそのような方々に支援活動を行っている団体、施設又は個人に対して、少しでもより充実した支援やその助力となるよう助成することとします。

### 2. 助成の対象及び期間

- ・スポーツに精励する青少年、教育を受ける機会を損なわれた青少年、ヤングケアラーとして家庭生活を支えている青少年
- ・生活に困窮している方、DVによる被害者
- ・上記の方々を支援する団体・個人等

令和7年4月～令和8年3月

### 3. 助成の内容等

- (1) スポーツに精励する青少年、教育を受ける機会を損なわれた青少年、ヤングケアラーとして家庭生活を支えている青少年には、必要となる費用を直接負担する方法で助成します。
- (2) 生活に困窮している方やDVによる被害者には、必要となる費用を直接負担する方法で助成します。
- (3) ひとり親家庭等へ生活支援を行っている団体等に対して、生活関連物資等に係る費用を当財団法人が負担する方法で助成します。
- (4) 児童養護施設、障がい者の入所施設等にあつては、国、地方公共団体又はその他の団体から受ける各種支援では賄いきれない生活関連物資等に係る費用や入所している児童において精神的なケアを行う必要があり、専門的な知識を有するカウンセラーなど外部有識者の招聘に要する費用が生じる場合には、その費用を当財団法人が負担する

方法で助成します。

- (5) 生活困窮者等に対して生活支援・就労支援・学習支援等を行っている団体等については、支援に必要な物資等の調達に係る費用を当財団法人が負担する方法で助成します。
- (6) 上記の助成については、複数案を申請することも可とします。ただし選考の結果、不採用となる場合があります。

#### 4. 申請手続

- (1) 所定の申請書に記入のうえ、所定の期日までに当財団法人まで F A X 又はメールにて送付してください。当財団法人にて選考を行います。
- (2) 申請書は当財団法人のホームページからダウンロードできます。
- (3) 外部有識者の招聘にあつては、その方の名前、カウンセリング等の内容、招聘時期、所要時間、時間単価等を明記してください。

#### 5. 募集期間

令和7年4月18日 から 令和7年5月23日まで

#### 6. 選考方法

申請書を当財団法人にて審議し、次の着眼点により選考します。

- (1) 公益性を有するもの
- (2) 社会的要請が高いもの
- (3) 当財団法人の目的と合致するもの
- (4) 助成の効果が継続的であるもの
- (5) 助成の効果が分かりやすく大きいもの
- (6) 助成先に特別の利益を与えるものではないこと

#### 7. 選考結果の通知と助成の実施

選考結果が決まり次第、応募いただいた団体に F A X 又はメールで連絡し、選考された団体に対して助成を行います。

なお、選考された団体名等は、当財団法人のホームページに掲載させていただきます。

#### 8. 申請内容の変更について

提出した申請内容に変更が生じた場合は、その旨速やかに事務局に連絡してください。変更の内容によっては助成決定を取り消し、助成した費用の返還を求めることがあります。

#### 9. 留意事項

- (1) 申請内容を確認するために、当財団法人から照会する場合がありますので、担当者

名を明記してください。

- (2) 本件申請が採用となった団体については、助成の具体的な実施方法、実施時期等について、別途協議させていただきます。
- (3) 助成の実施までには、一定期間を要することから、外部有識者の招聘にあつては、招聘時期に特に留意してください。
- (4) 助成の実施に当たっては、当財団法人からの助成である旨の表示をお願いする場合があります。当財団法人のホームページに助成対象事業の記事や写真を掲載させていただく場合があります。
- (5) 助成の進捗については、別に定める様式に従った報告書を2回（中間報告を12月末まで、完了報告書を3月末まで）ご提出いただきます。不適切な用途があった場合は助成金の返還を求めます。

以上

（問い合わせ先・申請先）

公益財団法人 清心内海塾 事務局 助成係（担当：末松）

〒144-0043 東京都大田区羽田 5 丁目 3 番 1 号 スカイプラザオフィス 11 階

電話 03-6423-9316(10時～16時)、FAX 03-6423-6016

E-mail [u-info@s-utsumijuku.or.jp](mailto:u-info@s-utsumijuku.or.jp)、ホームページ <https://www.s-utsumijuku.or.jp>